

## 第12回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和3年6月24日（木）9時～9時54分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

①松下 輝男 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一  
⑤柙 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸  
⑨富永 勝志 ⑩樫八重 玲子 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春  
○白肌 正 ○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

(1) 農業委員 ⑪白濱 和利

5 遅刻委員

なし

6 早退委員

(1) 農業委員 ⑨富永 勝志

6 議事日程

諮問第 5号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について  
議案第23号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第26号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（農地法第5条）  
議案第27号 非農地証明願いについて  
議案第28号 農用地利用集積計画について  
議案第29号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案），及び  
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について  
その他（報告等）・・・なし

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）  
鍋藤 雄太（管理係長）  
岩崎 展幸（管理係）  
川畑 幸博（管理係）  
奥 裕太（管理係）  
○農政課 迫畑 友美（農政管理係）  
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

それでは定刻になりましたので、ただ今から第12回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第1, 議事録署名委員の指名**であります。議長において、3番 石原 勇一郎委員、4番 園田 勇一委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第2, 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。

よって、第12回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

**日程第3, 諸報告**であります。

私は、5月26日鶴翔高校アグリホールにおいて、農業後継者育成対策協議会が開催される予定でしたが、新型コロナ防疫対策により、書面議決での開催となりました。

また、6月7日鹿児島県農業会議第100回通常総会に出席予定でしたが、同じく新型コロナ対策により、出席の制限がありましたので、欠席となりました。

私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長 (石坂 務)

**日程第4, 諮問第5号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (迫畑 友美)

さて早速ですが、諮問に入らせていただきます。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。諮問のとおり変更することにご異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第5， 議案第23号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを**  
議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

おはようございます。議案第23号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和3年第5号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上であります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6, 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

おはようございます。それでは、議案第24号についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が1件です。整理番号1について、地図は1ページです。

申請地は、脇本字新田岡7705番の1で地目は畑1筆合計321㎡です。

譲渡人は、〇〇 〇〇氏、譲受人は、〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転で贈与です。

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人は、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

なお、議案書に記載してあるとおり、農地法3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

8番委員 (尻無濱 俊幸)

それでは報告いたします。議案第24号にかかる調査は、6月10日に、「9番委員」及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、申請地の耕作意思も確認しました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員    ～異議なしの声あり～

議長    (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長    (石坂 務)

**日程第7，議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは議案第25号について、ご説明いたします。

ご説明の前にお配りしました総会資料の方の、農地法5条の1項の規定による許可申請に関わる農業委員会の意見等及び審査票の中で、訂正がございましたので、ご説明いたします。審査票の一番下の総合判断のところ、法定要件を満たしているかで許可というふうになっていると思いますが、ここは「法定要件」の「用」が「要」の字の間違いでしたので、修正をお願いします。

それでは議案第25号について、ご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定にかかる許可申請につきましては、9件です。

それでは、整理番号順に御説明の方いたします。

まず、整理番号1の事件です。農業委員会意見書及び審査票につきましては1ページ及び2ページ並びに地図につきましては2ページ及び3ページの方ご覧ください。本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は本市〇〇に居住されている〇〇 〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅として利用されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号2の事件です。農業委員会意見書及び審査票は3ページ及び4ページ並びに地図は4ページから5ページをご覧ください。

本件は、住宅用地への転用を目的とする贈与による所有権移転です。

申請地の位置は、整理番号1番と同じく、市役所三笠支所から北約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は〇〇に居住されている〇〇 〇〇氏です。

譲受人は、申請地を住宅用地として譲り受けるため本件を申請されました。

申請地は、既に譲受人の宅地として造成されています。

このことについて、譲渡人である〇〇氏から「この周辺の土地は、自分が父親から相続したものであり、その内の1筆（脇本1150番1）を〇〇年〇月ごろ〇〇氏に売買した、今回、〇〇氏の宅地と隣接する整理番号1の転用申請をする際に測量したところ国土調査の誤りがあったため、その部分を〇〇氏に贈与したい」との顛末書が提出されています。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号3の事件です。農業委員会意見書及び審査票は5ページ及び6ページ並びに地図は8ページから9ページをご覧ください。

本件は、建売住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

申請譲受人は本市〇〇に本社がある〇〇です。

譲受人は、申請地に、販売用の建売住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号4の事件です。農業委員会意見書及び審査票は7ページ及び8ページ並びに地図は6ページから5ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

申請譲受人は本市〇〇に居住されている〇〇 〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号5の事件です。農業委員会意見書及び審査票は9ページ及び10ページ並びに地図は10ページから12ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール以上

の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当します。

申請譲受人は本市〇〇に居住されている〇〇 〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。この土地については分筆が進められており全体面積1056㎡のうち497㎡を宅地として使用し、残りは畑として使用することです。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号6の事件です。農業委員会意見書及び審査票は11ページ及び12ページ並びに地図は13ページから15ページをご覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする賃貸借による地上権設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇に本店を置く〇〇です。譲受人は、売電用太陽光発電施設を建設するため本件を申請されました。

申請地は、盛土され、太陽光発電施設が建築されます。

申請地の排水は、自然流下により流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号7の事件です。

農業委員会意見書及び審査票は13ページ及び14ページ並びに地図は16ページから18ページをご覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする賃貸借による地上権設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇に本店を置く〇〇です。譲受人は、売電用太陽光発電施設を建設するため本件を申請されました。

申請地は、整地され、太陽光発電施設が建築されます。

申請地の排水は、自然流下により流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号8の事件です。農業委員会意見書及び審査票は15ページ及び16ページ並びに地図は19ページから21ページをご覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする賃貸借による地上権設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇に本店を置く〇〇です。譲受人は、売電用太陽光発電施設を建設するため本件を申請されました。

申請地は、整地され、太陽光発電施設が建築されます。

申請地の排水は、自然流下により流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号9の事件です。農業委員会意見書及び審査票は17ページ及び18ページ並びに地図は22ページから26ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当します。

申請譲受人は本市〇〇に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在借家住まいであり、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。現在分筆が進められ、769㎡のうち364㎡を宅地として使用し、残りの面積の部分につきましては農地法3条申請により贈与されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番委員 (富永 勝志)

議案第25号に係る調査結果について、報告します。

調査は、6月10日に、8番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地は、北側及び南側は宅地、西側は雑種地、東側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、雨水は側溝に流水されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号2の案件について報告します。申請地は、北側は宅地、西側及び南側は畑、東側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、雨水は側溝に流水されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号3の案件について報告します。申請地は、東側、北側及び西側は宅地、南側は畑に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号4の案件について報告します。申請地は、横、北側及び西側は宅地、南側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、ブロック塀を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号5の案件について報告します。申請地は、北側、東側及び南側は畑、南側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、土留め工事を行うなど土砂の流出を防ぐ措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号6の案件について報告します。申請地は、北側及び西側は田、東側は用悪水路、南側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、雨水は側溝に流水されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号7の案件について報告します。申請地は、北側及び南側が畑、東側は原野、西側は道路に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、雨水は側溝に流水されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号8の案件について報告します。申請地は、北側及び南側が畑、東側は道路、西側は山林に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、雨水は側溝に流水されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び

一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

整理番号9の案件について報告します。申請地は、北側、東側及び南側は畑、西側は道路に隣接していました

申請地の転用に当たっては、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番委員 (中野 和徳)

9番の件ですけれども、面積です。769㎡うち364㎡を今回の対象だと思っておりますけど、先ほどの議案24号で、769㎡のうち321㎡が贈与、それを足すと685㎡となって、769㎡にならないんですけれども、残りの面積はどう取り扱っていますか？

事務局 (岩崎 展幸)

地図の方の23ページに事業計画図ということで、分筆されている図があると思うんですけれども、この中で協本7705-1につきまして分筆後の地籍が321㎡、5条の申請にあたる協本7705-20につきましては364㎡ということになり、この面積で申請がされております。

分筆後の面積が若干違ってくる、合計面積が違ってくるということにはなってきます。現状では分筆前の状況の面積になります。

当該地につきましては、もう一筆協本7705-19という地番もありまして、ここが84㎡ということになっておりますので、ここも合計すれば769㎡になります。

2番委員 (中野 和徳)

ということは、協本7705-19は贈与でもなんでもなくて、ただ単に畑ということですね。

事務局 (岩崎 展幸)

その通りです。

議長 (石坂 務)

他に質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　(石坂　務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　(石坂　務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　(石坂　務)

**日程第8，議案第26号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(岩崎　展幸)

それでは議案第26号についてご説明いたします。

整理番号1の事件についてご説明いたします。農業委員会意見書は19ページ、地図につきましては27ページ及び28ページの方ご覧ください。

本件は申請者が〇〇に本店を有する〇〇です。営農型太陽光発電施設への転用を目的として〇〇年〇月〇日付けで農地法第5条により許可を受けた転用について当初の事業計画を変更することによる農地転用計画変更承認申請になります。

当初、許可を受けた農地目的等には、変更はありませんが、計画の中で発電用パネルの支柱の本数が、2本追加変更をされたために一時転用の対象となる支柱部分の面積につきまして、全面積2443㎡のうち当初は1.009㎡から今回増えた分の面積を足した面積が、1.045㎡に増えたため、本件の申請をされました。

その他申請書類の審査の結果につきましては、農業委員会意見書のとおりです。以上で説明を終わります。

議長　(石坂　務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

9番委員　(富永　勝志)

議案第26号に関わる調査は、6月10日に8番委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

整理番号1の申請地は許可を受けた農地であり、転用目的に変更はなく、太陽光パネルの支柱の本数を2本追加するため一時転用の面積が増えるというものでした。したがって今回の計画変更による周辺への土地への影響はないと思われま。本案件は承認相当であります。

議長 (石坂 務)  
調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)  
質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
本件についての調査委員の報告は、承認相当であります。  
調査員の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本件については承認することに決定いたします。

議長 (石坂 務)  
**日程第 9，議案第 27号 非農地証明願いについて**を議題といたします。  
本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において非農地と判断し、  
また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に  
復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。  
また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査  
においても同様の結果でありました。  
したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)  
ご異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに  
決定いたします。

議長 (石坂 務)  
**日程第 10，議案第 28号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)  
おはようございます。それでは議案第 28 号令和 3 年農用地利用集積計画書第 6  
号について説明させていただきます。なお本計画書の公告年月日は、令和 3 年 6 月  
30 日となります。

(議案資料にて説明)

以上利用権設定6件をご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願  
い  
します。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありま  
せんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第11、議案第29号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価(案)、及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを  
議題といたします。**

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局(鍋藤 雄太)

皆さまおはようございます。農業委員会の鍋藤でございます。それでは、議案第  
29号について説明をさせていただきます。

説明させていただきます前に、今回当初お送りしました総会議案の資料に多数誤  
りがあり、急きょ追加で修正後の資料を郵送させていただきました。資料は資料別  
紙1と別紙2で修正後の数字が赤字になっている資料になります。大変申し訳あり  
ません。

それでは説明いたします。

農業委員会の情報の公表につきまして、従来から、審議の透明化を図り、議事録  
を作成し縦覧に供することとされております。

また改正農業委員会法において、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となっ  
たことから、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実  
施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが法定化され  
ました。

当該情報の公表については、毎年度6月30日までに公表しなければならないこ  
ととされています。また、活動目標等の設定・公表につきましても、農業委員会は、

区域内の農地等の利用の最適化の推進その他の事務に関して、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画を作成するとともに、活動計画の点検・評価結果をホームページ等で公表することが適当とされているため、今回提案するものであります。

内容につきましては、資料別紙1、資料別紙2をご覧ください。

まず、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につきまして主な変更点について説明します。

また根拠資料につきまして、経営耕地面積、農家数、就業者数等は、農林業センサス2020年版のデータに変更されております。

それでは説明します。

まず、農業の概要ですが、経営耕地面積、田につきまして、令和元年度222ヘクタールでしたが、185ヘクタールに減少しております。次に畑につきまして、前年度417ヘクタールでしたが、327ヘクタールに減少しております。総農家数については、前年度929戸でしたが695戸に減少しております。販売農家数は前年度508戸でしたが353戸に減少しております。

つづきまして農業就業者数ですが、前年度881人でしたが757人に減少しております。女性は、前年度387人でしたが314人に減少しております。40歳以下ですが、前年度37人でしたが59人に増加しております。

認定農業者数は前年度182でしたが、184経営体であり増加しております。認定新規就農者数ですが前年度8でしたが、11経営体であり増加しております。

委員会の体制につきましては、説明を省かせていただきます。

次のページをお開きください。担い手の農地集積集約化について集積面積は、338.3ヘクタールであり、令和2年度目標が362.8ヘクタールであり、目標を下回っています。新規実績は、20.78ヘクタールであり、令和2年度目標が30ヘクタールであり、目標を下回っています。

次のページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について2年度新規参入者数につきまして令和2年度目標5経営体ですが、4経営体であり目標を下回っております。また、2年度新規参入者が取得した農地面積は、3.2ヘクタールであります。

2番令和2年度の目標及び実績の達成状況については、80%であります。また、達成状況については、128%であります。参入目標5経営体ですが、実績は4経営体であり、目標未達になります。しかしながら、新たな農業経営開始による認定農業者の新規認定、また認定新規就農者の新規認定がありました。

次のページをご覧ください。遊休農地に関する措置について表の真ん中にあります、遊休農地面積は36ヘクタールであります。

2番令和2年度の目標及び実績については、解消目標10ヘクタールに対し、実績は17ヘクタールであり、目標を達成しています。

次のページをお開きください。違反転用への適正な対応ですが、現実にはあると考えますが、表面上は0となっております。今後も土地改良事業内、農振地域内の違反転用については注視方をよろしくお願いします。

次のページをお開きください。農地法等について、農地法3条の許可事務について令和2年度は、22件でありました。また農地転用につきまして令和2年度は、30件でありました。

次のページをお開きください。農地所有適格法人数については8法人であります。

4番情報の提供等について賃借料情報の調査対象件数は243件であります。また、農地の権利移動等の対象件数は、247件であります。

令和2年度の活動評価についての説明は以上になります。

続きまして、資料別紙2をお開きください。

令和3年度目標となります。1番農業委員会の状況については、先ほどの令和2年度評価と数値は同じになります。

次のページをご覧ください。2番令和3年度の集積面積の目標は、376ヘクタールうち新規集積面積は21ヘクタールとしております。

つづきまして、一番下の表ですが、新規参入者数の目標は14経営体、参入目標面積は11.7ヘクタールとしております。新規参入者数の目標数及び面積については、令和3年2月に策定しております「農地等の利用の最適化に関する指針」の新規参入の促進目標の1年目が14経営体、11.7ヘクタールとなっており、この数字を目標としております。

つづきまして、真ん中の表遊休農地の解消面積の目標につきましては、36ヘクタールとしております。

以上のような内容により、令和2年度評価及び令和3年度計画について、ホームページの公表についてお伺いするものであります。

補足で説明をさせていただきます。資料別紙2の方につきまして、1ページ目のところ令和3年度の目標及びその達成の活動計画、2番農業委員会の現在の体制につきましても先ほどの別紙1と同じであり、認定農業者に準ずる者の方に、空欄になっておりますが、1の方で修正をお願いします。大変申し訳ありません。

以上よろしく願いいたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは,その他に皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは,ほかにはないようですので, 以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時54分

農業委員会会長 .....

議事録署名人 .....

議事録署名人 .....

書 記 .....